

○保険料調整制度の対象となる事業所例（個人事業所・任意適用）

個人事業所・任意適用

下記に定める事業所のうち、厚生年金保険法第6条第3項の規定により適用事業所となった事業所

- ・2029（令和11）年10月（非適用業種解消）より前に開設した法定17業種以外の事業を行う事業所
- ・常時使用する従業員が5人未満である事業所

（1）2026（令和8）年10月1日以降に、任意特定適用事業所となった個人事業所

例1 A事業所：適用拡大により特定適用事業所に該当する前に、任意特定適用事業所となった任意適用事業所

（2）2027（令和9）年10月1日以降の社会保険の適用拡大により、特定適用事業所となった個人事業所

例2 B事業所：企業規模要件の縮小により特定適用事業所となった任意適用事業所

例3 C事業所：被保険者数が増加したことにより、特定適用事業所となった任意適用事業所

例4 D事業所：新規適用と同日に特定適用事業所となった任意適用事業所

例5 E事業所：2035年10月1日の企業規模要件撤廃に伴い、短時間労働者を適用することとなった任意適用事業所

（3）任意適用事業所のうち、2027（令和9）年10月1日～2035（令和17）年9月30日に、従業員数が51人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所

例6 F事業所：被保険者数が51人以上で新規適用し、新規適用と同日に特定適用事業所となった任意適用事業所

例7 G事業所：被保険者数が51人以上に増加したことにより、特定適用事業所となった任意適用事業所

例8 H事業所：被保険者数が5人未満から51人以上に増加したことにより、特定適用事業所となった任意適用事業所

（4）2035（令和17）年10月1日以降、任意適用事業所となった個人事業所

例9 I事業所：企業規模要件の撤廃以降に新規適用した任意適用事業所

●：特定適用事業所または任意特定適用事業所に該当した日

3) 任意適用事業所
つ 特定適用事業所
特定適用事業所に該当した日
(改正法附則第22条第1項第4号)

（２）特定適用事業所
基準日：特定適用事業所に該当した日
（令和7年改正法附則第22条第1項第3号）

（２）適用事業所
基準日：2035年10月1日
（令和7年改正法附則第22条第1項第2号）

（１）任意特定適用事業所
基準日：任意特定適用事業所に該当した日
（令和7年改正法附則第22条第1項第1号）

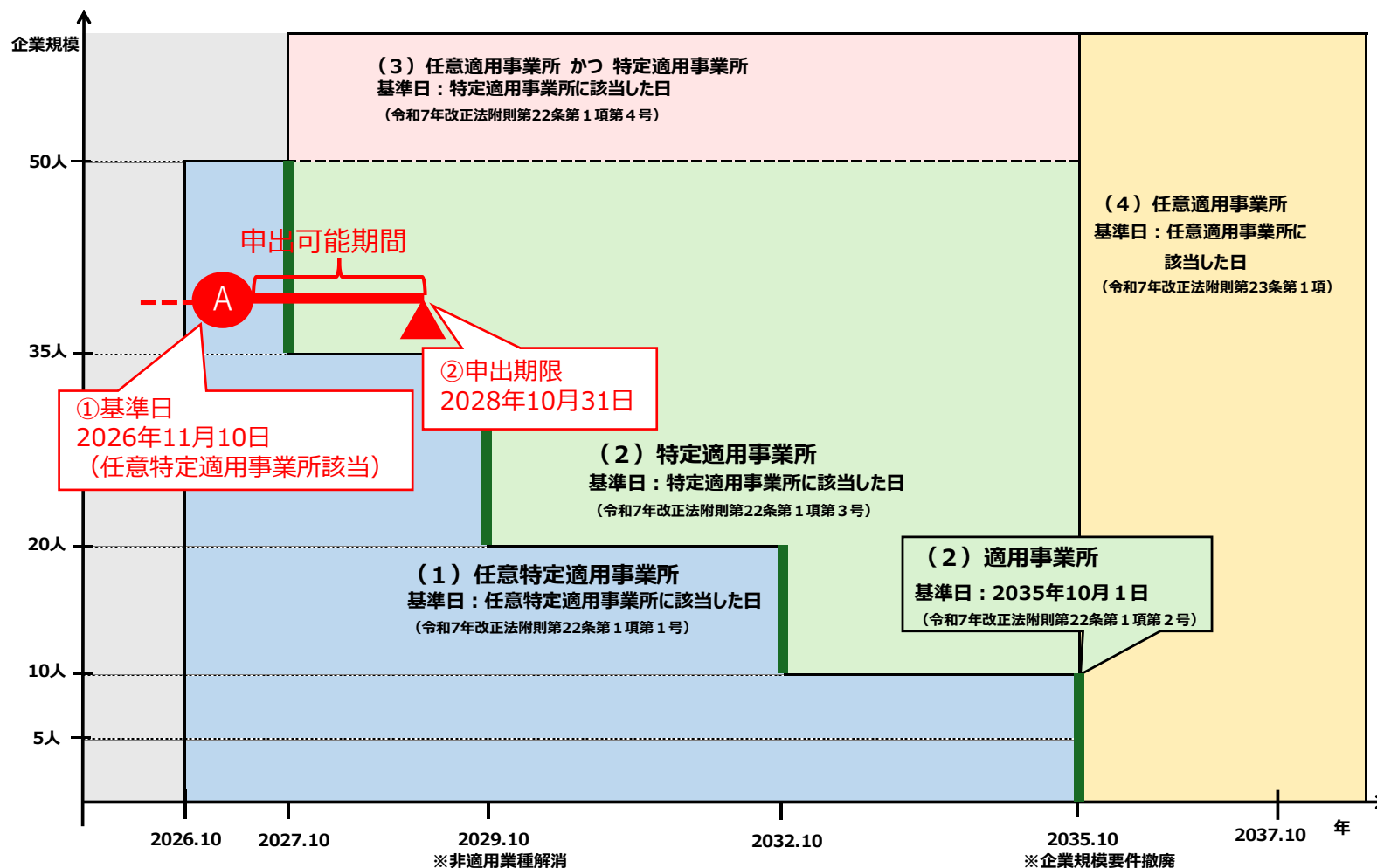


例 1 A事業所：適用拡大により特定適用事業所に該当する前に、任意特定適用事業所となった任意適用事業所

被保険者数40人の個人事業所（任意適用）が、2027年10月の適用拡大より前の2026年11月10日に任意特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、任意特定適用事業所となった2026年11月10日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2028年10月31日。

⇒2026年11月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2026年11月から2029年10月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2028年11月から2029年10月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

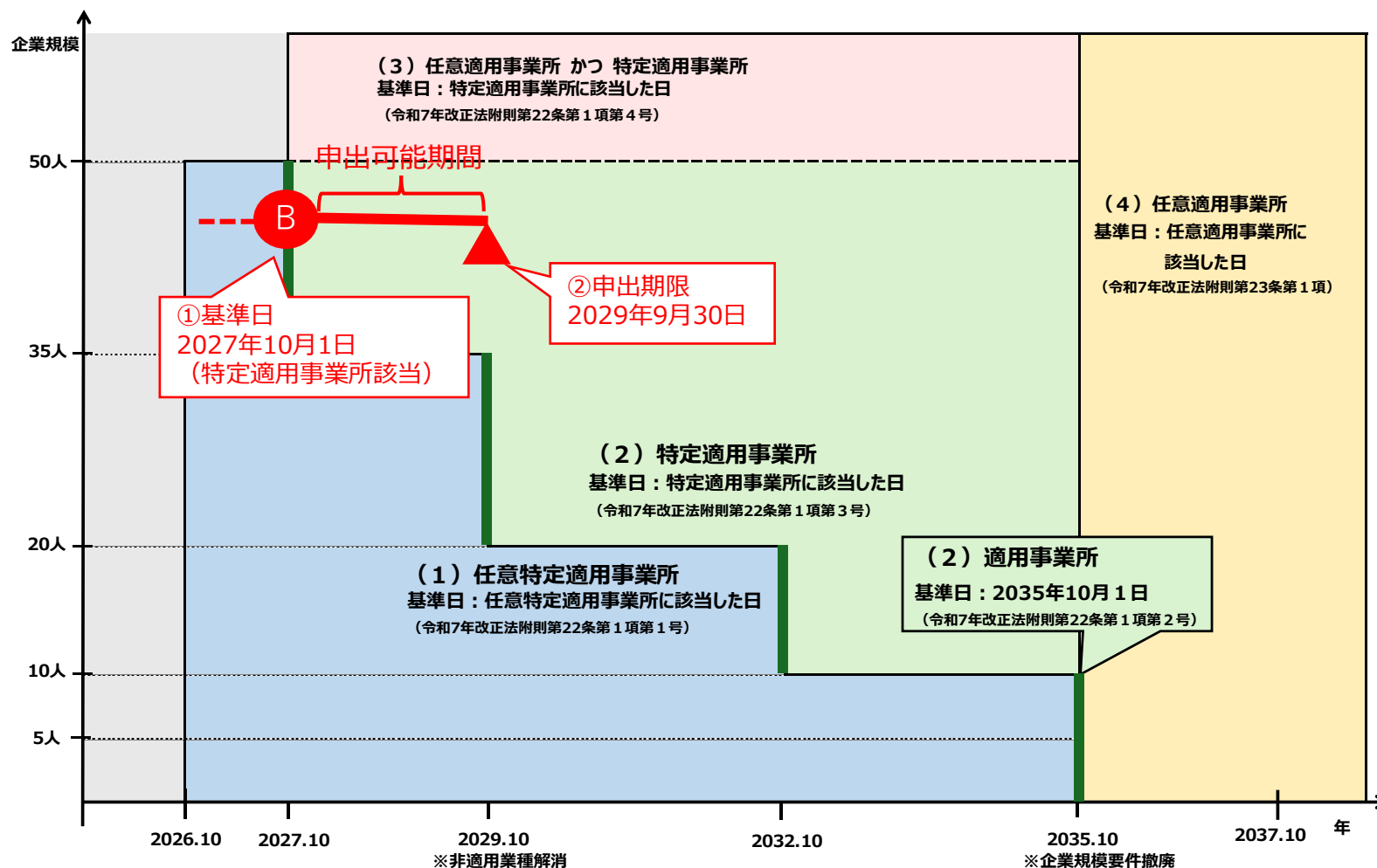


例 2 B事業所：企業規模要件の縮小により特定適用事業所となった任意適用事業所

被保険者数45人の個人事業所（任意適用）が、2027年10月の適用拡大に伴い、2027年10月1日に特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2027年10月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2029年9月30日。

⇒2027年10月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2027年10月から2030年9月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2029年10月から2030年9月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

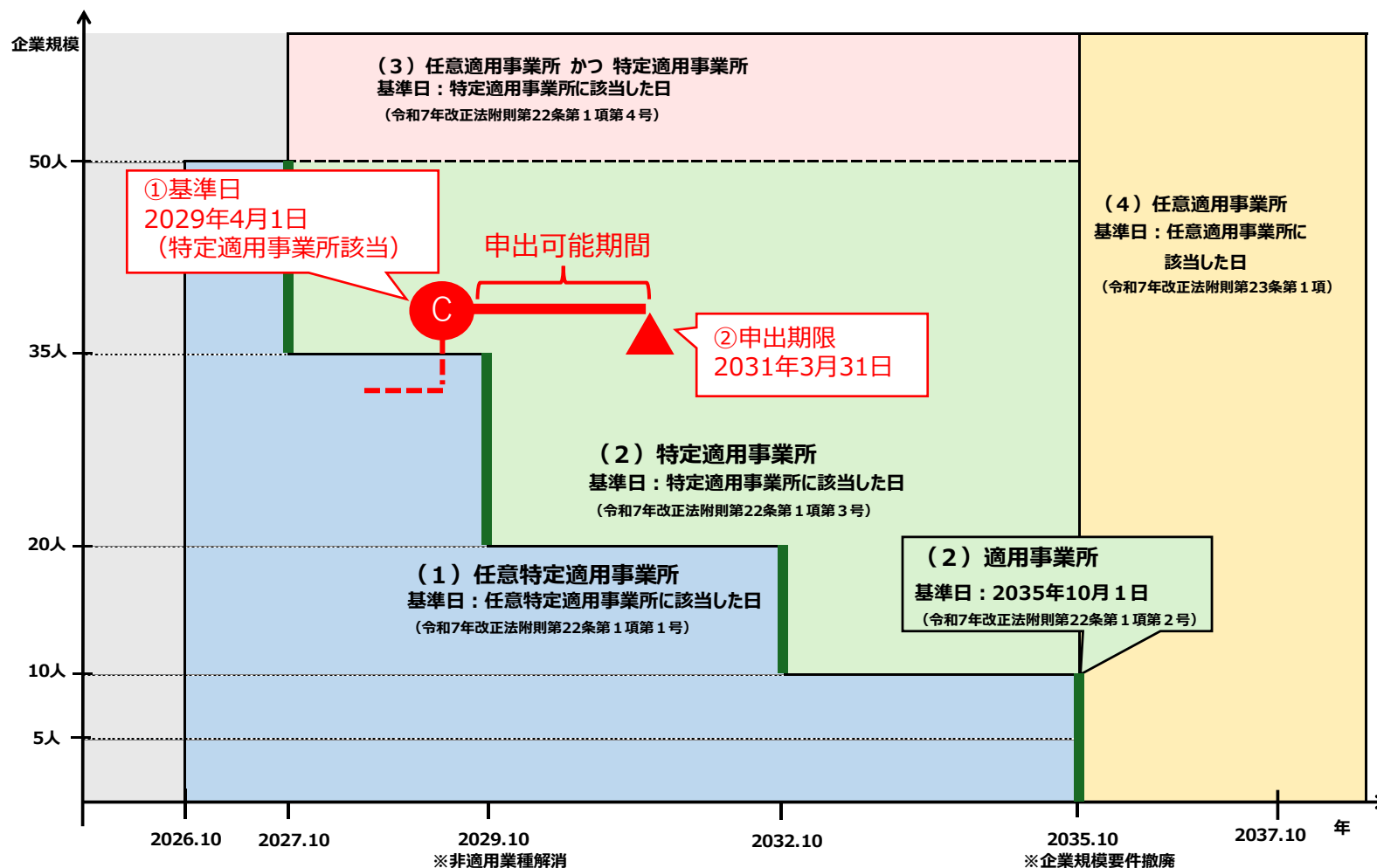


例3 C事業所：被保険者数が増加したことにより、特定適用事業所となった適用事業所

個人事業所（任意適用）において、被保険者数が34人から38人に増加したことにより、2029年4月1日に特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2029年4月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2031年3月31日。

⇒2029年4月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2029年4月から2032年3月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2031年4月から2032年3月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

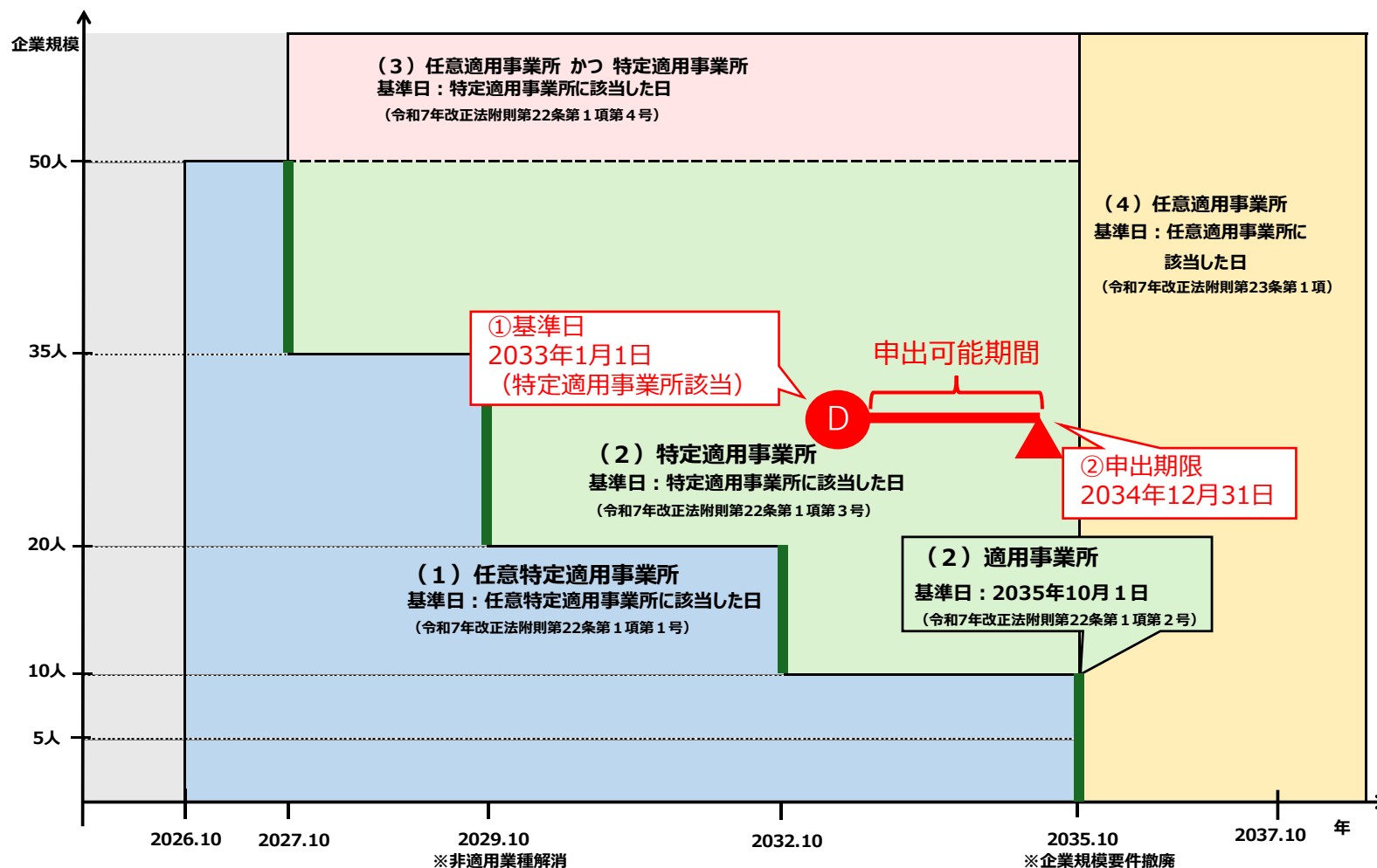


例4 D事業所：新規適用と同日に特定適用事業所となった適用事業所

個人事業所（任意適用）が、2033年1月1日に被保険者数が30人で新規適用し、新規適用と同日に特定適用事業所となった場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2033年1月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2034年12月31日。

⇒2033年1月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2033年1月から2035年12月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2035年1月から2035年12月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

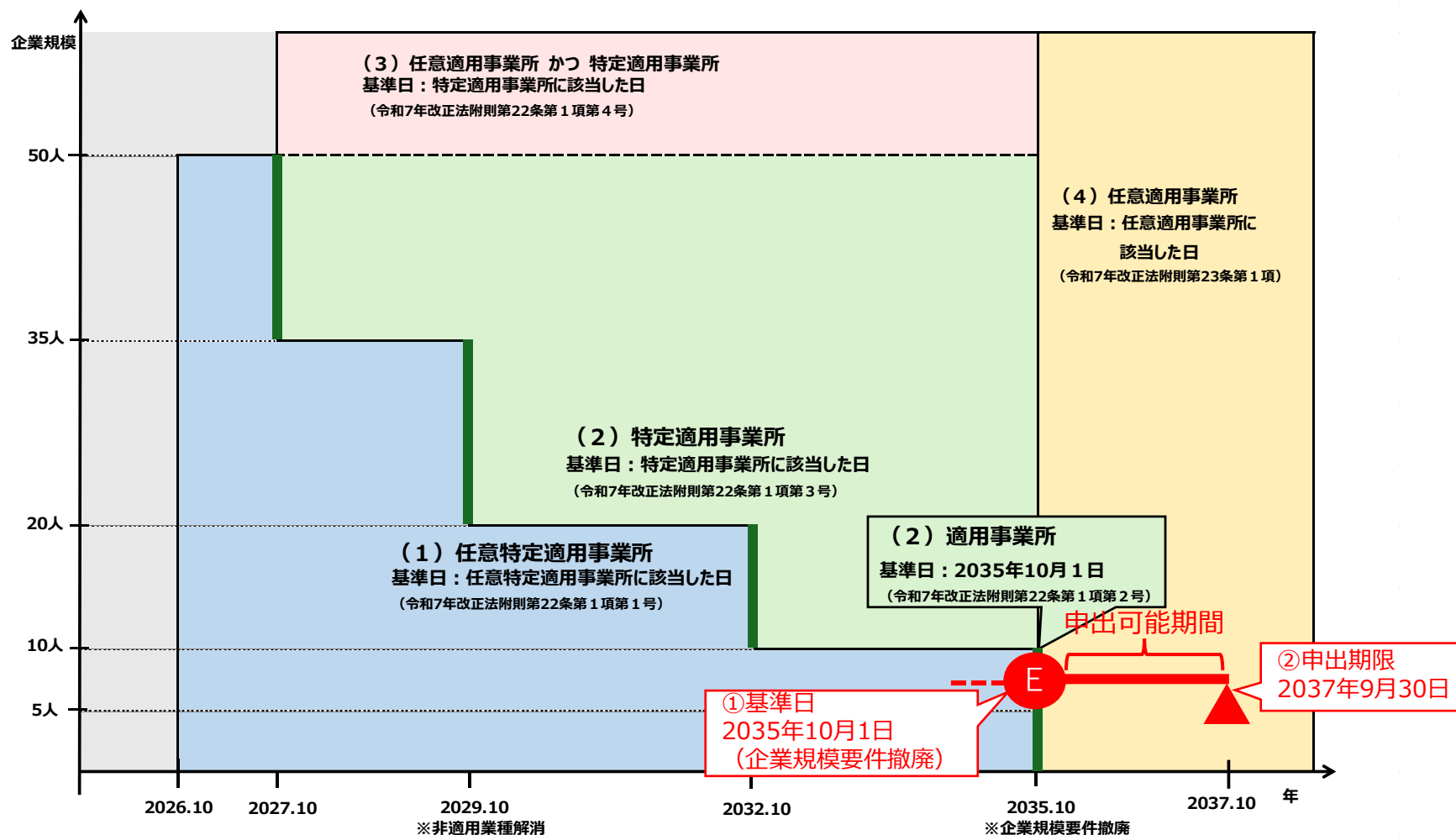


例5 E事業所：2035年10月1日の企業規模要件撤廃に伴い、短時間労働者を適用することとなった適用事業所

2035年8月1日に被保険者数8人で新規適用し、2035年10月1日の企業規模要件撤廃を迎えた個人事業所（任意適用）の場合

- ①基準日は、企業規模要件が撤廃される2035年10月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2037年9月30日。

⇒2035年10月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2035年10月から2038年9月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2037年10月から2038年9月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

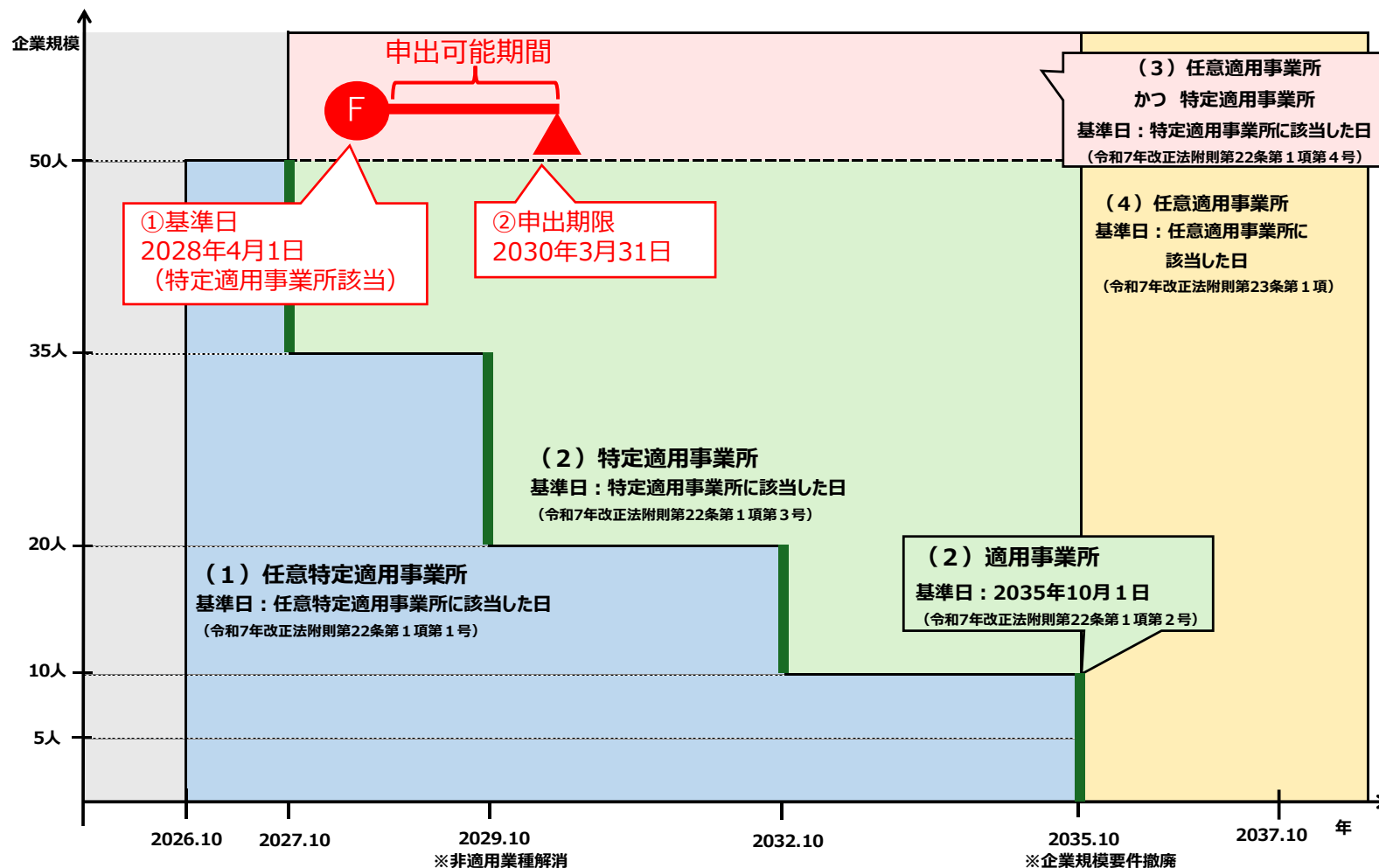


例6 F事業所：被保険者数が51人以上で新規適用し、新規適用と同日に特定適用事業所となった任意適用事業所

2028年4月1日に被保険者数70人で新規適用し、新規適用と同日に51人以上で特定適用事業所となった個人事業所（任意適用）の場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2028年4月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2030年3月31日。

⇒2028年4月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2028年4月から2031年3月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2030年4月から2031年3月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

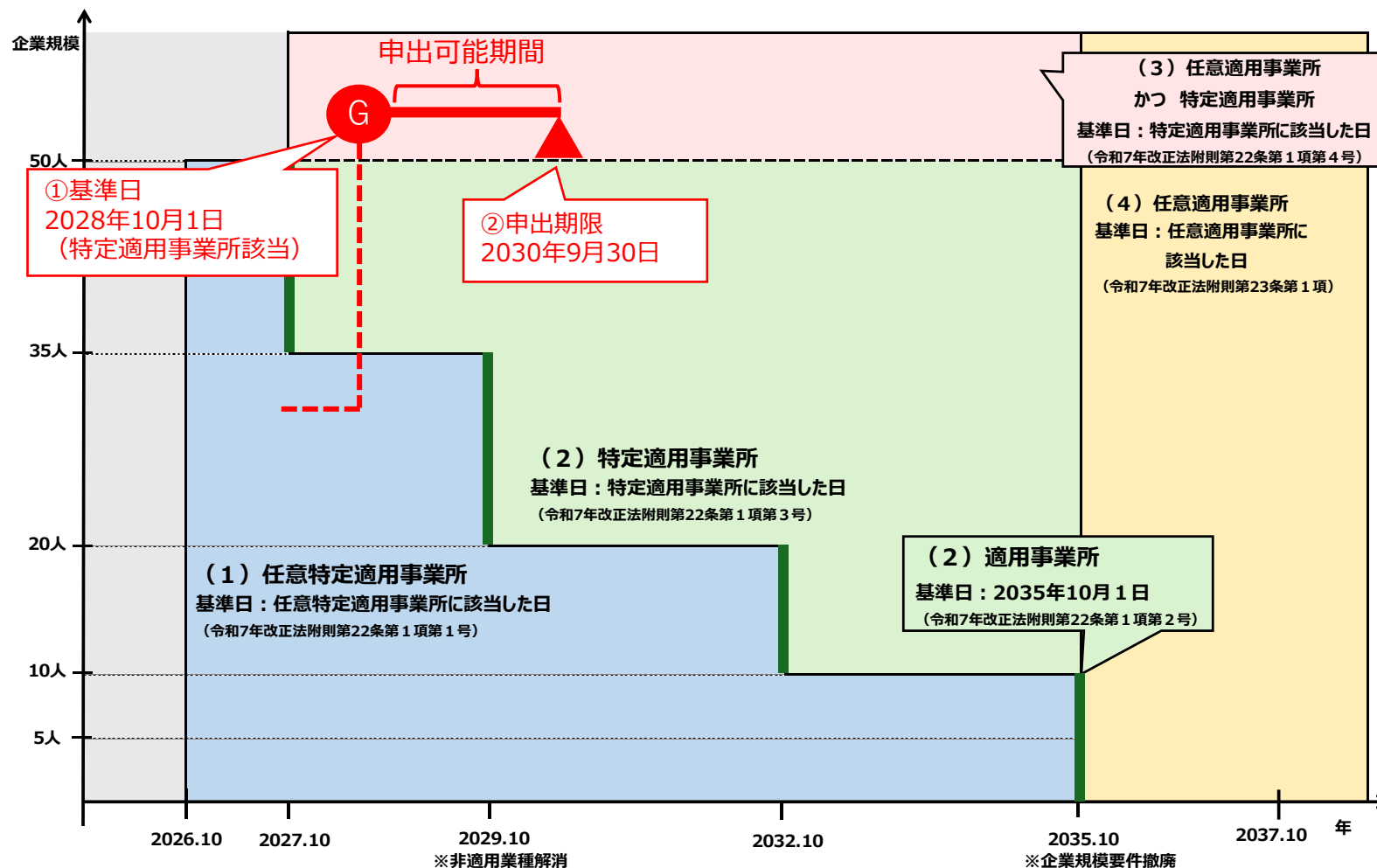


例7 G事業所：被保険者数が51人以上に増加したことにより、特定適用事業所となった任意適用事業所

2028年10月1日に、被保険者数が30人から60人に増加したことにより、51人以上で特定適用事業所となった個人事業所（任意適用）の場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2028年10月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2030年9月30日。

⇒2028年10月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2028年10月から2031年9月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2030年10月から2031年9月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

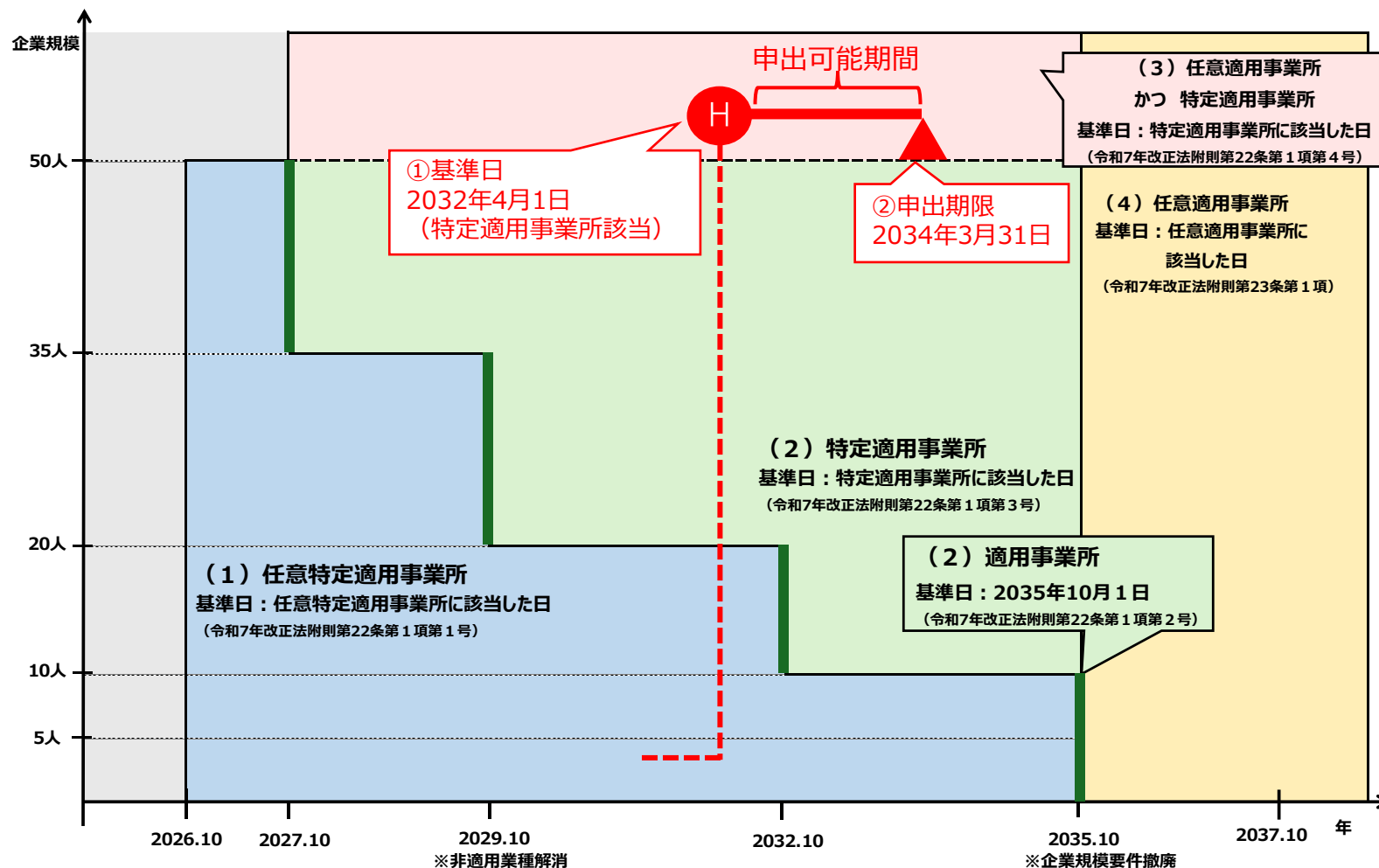


例 8 H事業所：被保険者数が5人未満から51人以上に増加したことにより、特定適用事業所となった任意適用事業所

2032年4月1日に被保険者数が3人から55人に増加したことにより、51人以上で特定適用事業所となった個人事業所（任意適用）の場合

- ①基準日は、特定適用事業所となった2032年4月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2034年3月31日。

⇒2032年4月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2032年4月から2035年3月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2034年4月から2035年3月まで）は保険料軽減割合が半分となる。



例9 I事業所：企業規模要件の撤廃以降に新規適用した任意適用事業所

2036年1月1日に新規適用した個人事業所（任意適用）の場合

- ①基準日は、任意適用事業所となった2036年1月1日。
- ②申出期限は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月である2037年12月31日。

⇒2036年1月に申出を行った場合、保険料調整の期間は2036年1月から2038年12月までの3年間（36カ月）。
25カ月以後（2038年1月から2038年12月まで）は保険料軽減割合が半分となる。

